

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算に係る掲示

当ステーションは地方厚生局長に対し、訪問看護ステーションの看護師等が電子資格確認により利用者の診療情報を取得し、その情報をもとに計画的な訪問看護の管理を行う体制を有する旨を届出いたしました。これに基づき、「訪問看護医療 DX 情報活用加算」(1 か月あたり 50 円)を算定させていただきます。

これに関する施設基準は以下の通りです。

1. 電子情報処理組織の使用による訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求(オンライン請求)を行っていること。
2. 電子資格確認(オンライン資格確認)を行う体制を有すること。
3. 医療DX推進の体制に関する事項、質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、及び活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示していること。
4. 3 の掲示事項について、原則ウェブサイトに掲示していること。